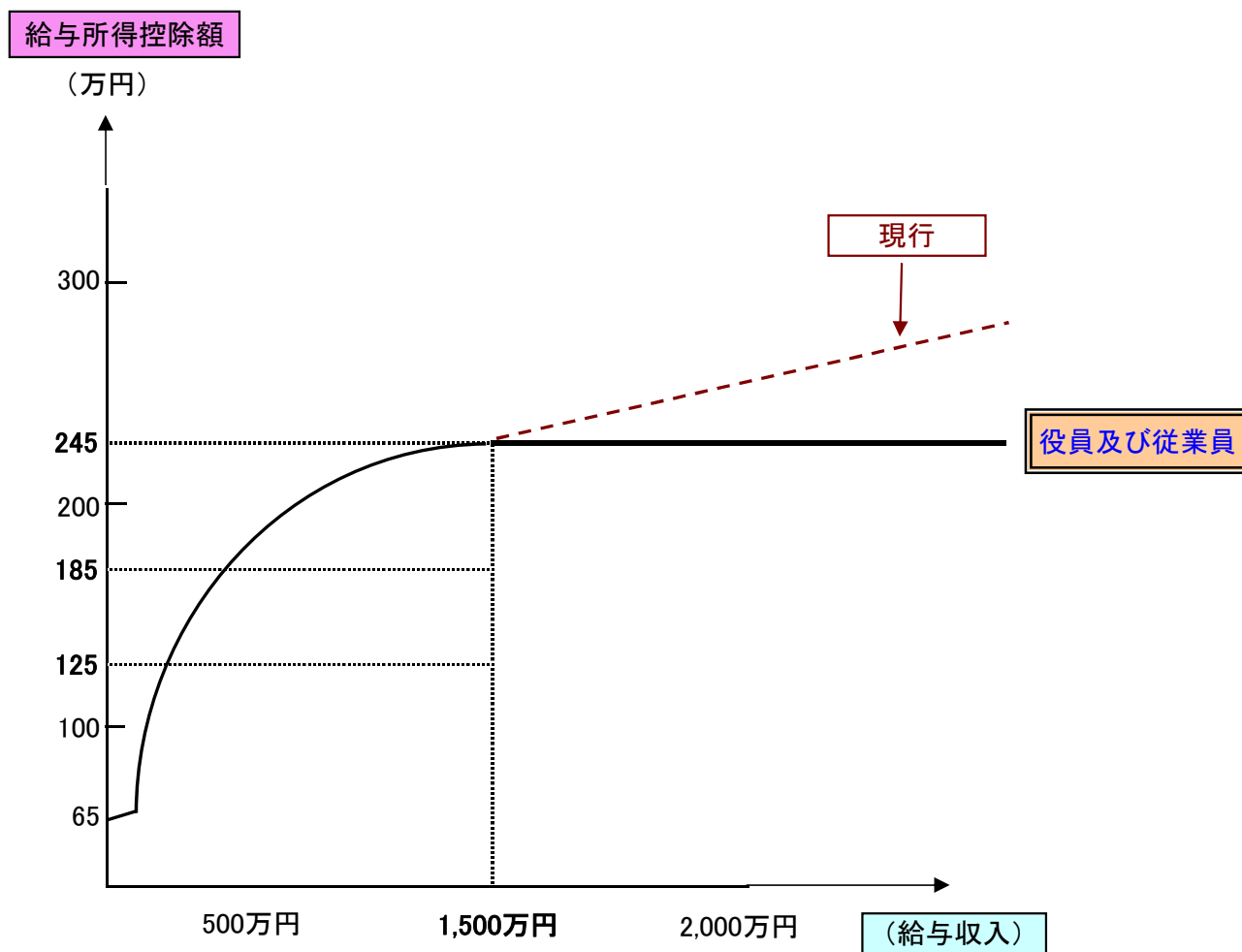


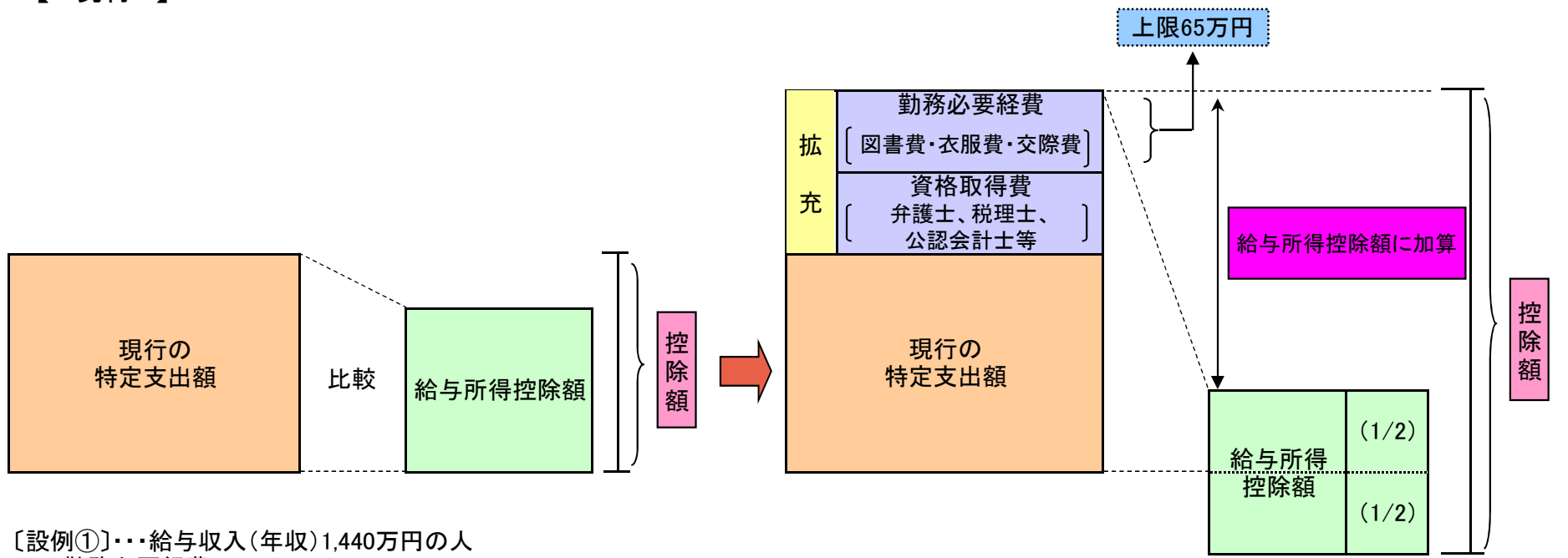
[給与所得控除額の上限設定]



〔 特定支出控除の見直し 〕

【 現行 】

【 改正案 】



- 〔設例①〕・・・給与収入(年収)1,440万円の人
1. 勤務必要経費 120万円 > 65万円 ∴ 65万円
 2. 資格取得費 60万円
 3. その他の特定支出 55万円
 4. 給与所得控除額 242万円
 5. 給与所得控除加算額
 $65 + 60 + 55 = 180 - 242 \times 1/2 = 59$ 万円
 6. 給与所得から控除できる額: 242 万円 + 59 万円 = 301 万円

- 〔設例②〕・・・給与収入(年収)2,000万円の人
- 1~3. 上記と同条件
 4. 給与所得控除額 245万円
 5. 給与所得控除加算額
 $65 + 60 + 55 = 180 - 125 = 55$ 万円
 6. 給与所得から控除できる額: 245 万円 + 55 万円 = 300 万円

- ① 給与等の収入金額が1,500万円以下の場合
→ 給与所得控除額 × 1/2
- ② 給与等の収入金額が1,500万円超の場合
→ 125万円

◆直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

(1) 制度の仕組み

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間にその直系尊属からの贈与により住宅用家屋の新築等に充てるための金銭(住宅取得等資金)の取得をした一定の要件を満たす受贈者(特定受贈者)が、住宅用家屋の取得等につき一定の要件を満たす場合には、その贈与により取得した住宅取得等資金のうち住宅資金非課税限度額までの金額については、贈与税の課税価格に算入しないこととされています。

(2) 住宅資金非課税限度額・・・次の区分に応じ、それぞれ次の金額となります。(現行措置)

住宅取得等資金の贈与を受けた年		非課税限度額	備 考
①	平成21年	(A) 500 万円	平成21年・平成22年の合計で500万円
	(A)と(B)の選択可	(B) 1,500 万円	平成21年:500万円・平成22年:1,500万円－平成21年適用額
②	平成22年	(A) 500 万円	平成22年のみで500万円
	(A)と(B)の選択可	(B) 1,500 万円	平成22年・平成23年の合計で1,500万円
③	平成23年	(A) 1,000 万円	上記②(B)のを選択適用した者を除きます。

(注) 上記①(B)、②(B)及び③の場合は特定受贈者の**合計所得金額が2,000万円以下**であることが要件となります。



☆ 東日本大震災の被災者である場合 (改正案)

住宅取得等資金の贈与を受けた年		非課税限度額	備 考
④	平成24年～平成26年	1,500 万円	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
⑤	平成24年～平成26年	1,000 万円	その他の場合

☆ 東日本大震災の被災者以外の場合 (改正案)

住宅取得等資金の贈与を受けた年		非課税限度額	備 考
⑥	平成24年	1,500 万円	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
		1,000 万円	その他の場合
⑦	平成25年	1,200 万円	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
		700 万円	その他の場合
⑧	平成26年	1,000 万円	省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋の場合
		500 万円	その他の場合

(注) 床面積が**240㎡以下**であることが要件に加われます。(東日本大震災の被災者は床面積の上限要件はありません。)

I. 負担調整措置の趣旨

平成6年度評価替えから、それまで公示価格の20～30%程度で評価されていた土地の固定資産税評価額が、公示価格の70%水準に一気に引き上げられました。土地の固定資産税評価額は全国平均で一挙に約3.5倍に引き上げられたわけです。

固定資産税や都市計画税の税率は引き下げられませんでしたので、そのままにしておくとこれらの税額は約3.5倍になってしまいます。

そこで、平成5年の固定資産税評価額を基準にして、平成6年の評価額との乖離程度に応じて、毎年2.5%～15%ずつ徐々に課税標準を引き上げて税負担を増やしていく方法をとることとされました。このことを「負担調整措置」といいます。

一方で、バブル崩壊後の大幅な地価下落を受けて、3年の見直しごとにその調整方法に工夫を加えられてきましたが、一部の大都市中心部を除いて地価下落が続いているため、平成18年の改正で負担調整措置の改訂が行われ、現在に至ります。

II. 商業地の負担調整措置・・・商業地等については、負担水準の区分に応じ、次により課税されます。

$$\text{※ 商業地等の負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{その年度の評価額}} \times 100\%$$

- (1) 負担水準が70%を超える土地・・・その年度の評価額の70%相当額を課税標準額として計算した額が税額とされます。
- (2) 負担水準が60%以上70%以下の土地・・・一律に前年度の税額が据え置かれます。
- (3) 負担水準が60%未満の土地・・・前年度の課税標準額＋その年度の評価額×5%を課税標準額とする。
ただし60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とします。

III. 住宅用地の負担調整措置・・・住宅用地については、負担水準の区分に応じ、次により課税されます。

$$\text{※ 住宅用地の負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{その年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率}(1/6 \text{又は} 1/3)} \times 100\%$$

- (1) 負担水準が80%以上の土地・・・前年度の税額が据え置かれます。(ただし、負担水準が100%を超える場合は、本則課税による税額まで下がります。)
※本則課税による税額＝その年度の評価額×住宅用地特例率×税率
- (2) 負担水準が80%未満の土地・・・前年度の課税標準額＋その年度の評価額×住宅用地の特例率×5%を課税標準額とする。
ただし80%を上回る場合は80%相当額、20%を下回る場合は20%相当額とします。

IV. 改正案としてあがっている内容・・・上記Ⅲ(住宅用地)について次のような措置を講ずる。

(1) 原則として：前年度の課税標準額 ≤ 本則課税標準額・・・前年度の課税標準額＋本則課税標準額×5%を課税標準額とする。

※本則課税標準額：その年度の評価額×住宅用地の特例率

(注) 上記により計算した額が本則課税標準額を上回る場合は、本則課税標準額とし、本則課税標準額の20%を下回る場合は20%相当額とする。

(2) 経過措置として：平成24年度及び平成25年度については次の措置を講ずる。

- ① 負担水準が90%以上の土地・・・前年度の課税標準額を据え置きます。
- ② 負担水準が90%未満の土地・・・前年度の課税標準額＋本則課税標準額×5%を課税標準とする。
ただし、その額が本則課税標準額の90%を上回る場合には90%相当額、20%を下回る場合には20%相当額とする。